

一般社団法人日本小児東洋医学会 規則

2019年4月1日改定

第1条 入会資格

小児医療・東洋医学に従事する医師、薬剤師、コメディカル、研究者（医学、薬学、学生を含む）、および関連する企業・団体

第2条 会員の種別

1. 正会員:本会の目的に賛同し、細則に定める会費年額を納める者
2. 団体会員:本会の目的に賛同し、細則に定める会費年額を納める団体

第3条 入会

1. 会員になろうとする者は、所定の入会申込み用紙に記入の上、本会事務局に申請する。
2. 団体会員になろうとする者は、団体名(所属、事業所)およびその代表者を明記し、所定の入会申込み用紙に記入し本会事務局に申請する。
3. 資格取得;社員総会(理事会)にて審査の受け、資格取得が承認され、年会費納入後、納入日の当該年度の期首から有効となる。

第4条 変更

勤務先・登録住所等の変更があった場合、学会事務局へ速やかに届け出なければならない。

第5条 会員の権利

1. 本法人の刊行する会誌および図書等の優先的配付を受ける。
2. 学術集会その他、この法人の行う事業の予告を受けることができ、事業ごとに決定される会員用の参加費で参加できる。

第6条 会員の義務

1. 年会費を納入する。
2. 本会の社員総会、運営委員会の決議を尊重する。

第7条 資格の喪失

会員は、次のいずれかに該当するに至った場合は、社員総会で審議し、その資格を喪失する

1. 退会届けの提出
2. 年会費の滞納が3年間を経過したとき、自然退会とみなす。
3. 資格者の破産手続開始決定がされたとき
4. 死亡または失踪宣告、団体の解散
5. 本会定款、会員規則に違反した場合

第8条 退会

1. 会員で退会しようとする者は、会長(代表理事)あてに退会届を提出し、任意に退会することができる。
2. 会員でなくなった者は、理事(社員)、運営委員の資格を喪失する。
3. 退会届けを提出した当該年度までは、原則として会費を支払うものとし、会費支払の確認できた年数をもって、会員年数とする。

第9条 処分

会員が次に該当する場合は、社員総会の決議を経て、戒告または除名とする。

1. この法人の名誉を傷つけ、または法人の目的に違反する行為があったとき
2. 第6条に規定する義務を怠ったとき

第10条 納入会費

既納された年会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第 11 条 相談役・名誉会員

1. 会長、副会長経験者が任期満了にて理事を辞任した場合、名誉会員となり、本人の意向により、本会相談役とすることができる。
2. 年会費は支払うものとする。
3. ただし、80 歳を超える名誉会員の年会費は免除とする。

第 12 条 再入会

退会および会員資格を喪失したものが本会へ入会の意思を示す場合、再入会しなければならない。その場合、所定の申込み用紙に記入し、本会に申し込まなければならない。

第 13 条 運営委員会

1. この法人に運営委員会を置く。
2. 運営委員会は運営委員により構成される。
3. 運営委員に推薦された者は、社員総会にて承認され、任命されるものとする。
4. 事業を円滑に運営するために必要があるときは、運営委員会の決議、および社員総会での審議を経て、委員会及び部署を設置することができる。

第 14 条 運営委員会の招集

1. 運営委員会は、会長が招集する。
2. 会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、副会長が運営委員会を招集する。

第 15 条 運営委員会の決議

1. 運営委員会の決議は、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定に関わらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、社員総会の議決が運営委員会の議決に優先する。

第 16 条 運営委員会の議事録

1. 運営委員会の議事については、各委員長が議事録を作成する。
2. 会長が前項の議事録に記名押印し、社員総会で審議し、承認を得る。

第 17 条 運営委員の推薦

社員は、運営委員を推薦することができる。

運営委員への推薦は原則として以下の条件を満たす者とする。

1. 小児科専門医を有する者
2. 本会在籍期間満 5 年を経過している者
3. 2 名以上の推薦を有する者

ただし、上記に限らず、必要に応じて社員総会の承認があれば、推薦することも可能とする。

第 18 条 会員は、この会の定款を遵守し、尊重しなければならない

運営委員会規則

編集出版・用語委員会規則

- 第1条 本委員会は、一般社団法人日本小児東洋医学会編集出版・用語委員会という。
- 第2条 本委員会は、委員規則第5条、「会員の権利」における機関誌の編集及び発行の為に組織され、その目的を達成するために努めなければならない。
- 第3条 学会誌の発行に際しては、別に定める投稿規定を遵守し、一般・学術用語を正しく記載した論文を掲載するための査読を行う。査読には2名以上の会員により施行され、本委員会にて掲載の可否を決定し、会長に報告する。

薬事委員会規則

- 第1条 本委員会は、一般社団法人日本小児東洋医学会薬事委員会という。
- 第2条 本委員会は、定款第2章「目的及び事業」における薬事に関する目的を達成するために努めなければならない。
- 第3条 東洋医学に関わる薬剤の有効性、副作用等の情報の収集と小児科領域における漢方薬の適切な使用方法について、情報発信のための活動を行う。

経理委員会規則

本委員会は、一般社団法人日本小児東洋医学会経理委員会という。

- 第1条 本委員会は、一般社団法人日本小児東洋医学会経理委員会という。
- 第2条 本委員会は、定款第7章「計算」における経理に関する目的を達成するために努めなければならない。
- 第3条 本委員会は、事務局の管理する会計に関する重要書類(帳簿、領収書、請求書、銀行口座の履歴など)を整理・調査を行い、会長に報告し、会計監査を適切に行える準備をする。
- 第4条 本委員会委員長は、第3条の遂行に必要な情報の開示と提出を学会事務局ならびに各委員会に求めることができる。

総務委員会規則

第1条 本委員会は、一般社団法人日本小児東洋医学会総務委員会という。

第2条 本委員会は、定款第2章「目的」に関する目的を達成するために努めなければならない。

第3条 本委員会は、他の運営委員会、学会事務局、および会員間の連携・意思疎通をはかるため、本会の運営に必要なサポートをする体制を整え、必要に応じて会長に社員総会の開催を要請することができる。

第4条 本委員会委員長は、学術集会等の個別の事業の内容およびその準備状況等、社員総会、運営委員会、学会事務局に必要な応じて報告し、円滑な運営のサポートを行う。

事業委員会規則

第1条 本委員会は、一般社団法人日本小児東洋医学会事業委員会という

第2条 本委員会は、定款第2章「事業」に関する目的を達成する為に努めなければならない。

第3条 本委員会は、当学会の学術集会(セミナーなどを含む)、その他の学術事業全般の企画、運営に関して、会頭およびセミナー等の責任者と協力して事業を進めるものとする。

第4条 本委員会は、個々の学術事業における事業内容を要約し、収支予算案、ならびに収支報告書の作成をサポートし、会頭あるいは個別事業責任者が社員総会、運営委員会に事業報告ならびに収支報告を確実に行うようサポートする。

運営委員の任期

運営委員の任期は、2年とする。途中欠員が生じた場合、必要と判断された場合は、欠員補充を行う。

また、欠員が生じた任期満了前に退任した委員の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

新たに追加任命された運営委員も同様の任期となる。

運営委員の定年

運営委員の定年は満70歳とし、任期中に70歳を迎える場合は、任期満了時をもって定年とする。但し、社員総会での承認により、定年を延長できる。

運営委員の資格の喪失

1. 運営委員は運営委員会の開催に際し、1 期内に 2 回無断にて欠席した場合
2. 運営委員会および社員総会にて不信任決議が採択された場合
3. ご本人が死亡した場合

一般社団法人日本小児東洋医学会 細則

1 年会費

会則第 2 条に定める会費は、次のとおりとする

1. 正会員 7,000 円(個人会員)
2. 1 口 20,000 円(団体会員)
3. 年会費対象期間は、本会期首【4 月 1 日】から期末【3 月末日】までの 1 年間とする。

2 延滞

未納会費は次年度以降、納付請求を行うものとする。

3 学術集会、その他の学術事業

学術集会は毎年 1 回もしくは 1 回以上、開催する

参加費は、個別の学術事業ごとに会頭あるいは責任者が決定する。

個人会員は、個別に参加費を支払うものとする。

団体会員は、団体名・企業名にて、複数の参加者について、一括して参加費を支払うか、あるいは、事業ごとに団体会員所属の参加費を設定する。

4 学術記録

学術集会で発表された内容は、学会誌に、別に定める投稿規定に従って、その要旨または論文原稿として業績記録にするように会員各位に促す。学会誌は、会員および関連機関に配布される。

5 慶弔

社員が死亡し、社員総会が必要と判断した場合、供花もしくは花輪を送る。但し上限を 2 万円以内とする。